

長門市低入札価格調査制度実施要領

1 趣旨

この要領は、長門市財務規則(平成17年長門市規則第57号)第98条の規定に基づく最低価格の入札者以外の者を落札者とするとき(以下「低入札価格調査制度」という。)の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 調査基準価格の設定

工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合で、当該申込み(入札)に係る価格について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときに該当するかどうかの基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 土木系工事(土木等一般工事)

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次のアからウのとおり切り上げた価格)とする。

ア 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。

イ 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。

ウ 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。

(2) 土木系工事(土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事)

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+機器単体費(「当該機器の製作工場等において機能や性能の確認(品質証明等を含む)がなされて調達されるもので、施工現場等において加工等を必要としないもの」を調達する費用をいう。)の9.2/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+一般管理費等の7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下を切捨て)を合計し、次のアからウのとおり切り上げた価格)とする。

ア 1,000万円以上の場合には10万円未満を切り上げた価格とする。

イ 100万円以上1,000万円未満の場合には1万円未満を切り上げた価格とする。

ウ 100万円未満の場合には千円未満を切り上げた価格とする。

(3) 営繕系工事(建築工事、営繕系機械設備工事及び営繕系電気設備工事)

予定価格の算出基礎となった「直接工事費の 10/10＋共通仮設費の 9/10＋現場管理費の 9/10＋一般管理費等の 7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下を切捨て）を合計し、次のアからウのとおり切り上げた価格）とする。

ア 1,000 万円以上の場合 10 万円未満を切り上げた価格とする。

イ 100 万円以上 1,000 万円未満の場合 1 万円未満を切り上げた価格とする。

ウ 100 万円未満の場合 千円未満を切り上げた価格とする。

- (4) 前号に規定する営繕系工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、次のとおり算定する。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に 10 分の 2 を乗じた額（小数点以下切捨て）

- (5) 前各号の規定にかかわらず、特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事及び解体工事については、入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から 5 者（入札参加者が 5 者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に 0.9 を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）とする。

3 対象

予定価格が 3,000 万円以上の工事又は製造で、入札価格が調査基準価格を下回ったものとする。次の工事を対象とする。

- (1) 総合評価競争入札により執行する建設工事
- (2) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事、土木系電気設備工事）
- (3) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事）
- (4) その他工事（特殊な機械設備工事、特殊な電気設備工事、解体工事）

4 調査基準価格の決定

予定価格の決定者は、入札日までに第2項に定める方法により調査基準価格を決定し、予定価格調書に調査基準価格を記載のうえ、封入・封印しておくものとする。

5 入札参加者への周知

入札執行者は、調査基準価格を下回った入札があったときは、直ちに落札決定を保留し、調査後改めて落札者を決定することがある旨を、入札執行前に周知するものとする。

6 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、入札執行者は、「調査基準価格を下回った入札があったので落札決定を保留する」旨を宣言し、入札を終了する。

7 調査の実施

(1) 入札執行者は、落札保留後、調査基準価格を下回った入札者(以下「調査対象者」という。)に対し、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを、次の事項について調査をする。

ア 低入札価格調査表(別記様式第4号)及び工事費内訳書(中科目(レベル3))

イ 手持工事の状況(別記様式第5号)

ウ 手持資材一覧表・資材購入予定一覧表(別記様式第6号、第7号)

エ 手持機械一覧表(別記様式第8号)

オ 労務者の確保計画(別記様式第9号)

カ 安全対策の計画(別記様式第10号、第11号、第12号、第13号)

キ 品質確保の計画(別記様式第14号、第15号、第16号)

ク 過去に施工した公共工事(別記様式第17号)

ケ 建設副産物の搬出予定の状況(別記様式第18号)

コ 下請予定業者一覧表(別記様式第19号)

サ 経営内容状況及び信用状況

シ その他

(2) 入札執行者は、前号の調査結果について、長門市建設工事等指名審査会(以下「指名審査会」という。)での審査となるが、審査の結果によっては、

再度調査を実施することもあるので、その旨を調査対象者に伝えるものとする。

8 調査方法

前項の調査は、次に掲げる方法による。ただし、入札執行者は必要がある場合は、この調査方法によらないことができる。

- (1) 入札執行者は、落札保留後、調査の対象者があった場合は、調査対象者に対して調査を行う旨を連絡するとともに、当該連絡を行った日の翌日から起算して3日以内(閉庁日を除く。)に、前項に掲げる事項の調査に必要な資料及び添付資料(以下「資料等」という。)のすべてを提出するよう求めるものとする。
- (2) 調査対象者は、前号の資料等の提出について、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、入札執行者が必要と認め、調査対象者に教示を行ったときは、この限りでない。
- (3) 前号の教示を踏まえた資料等の再提出等に係る提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で入札執行者が適切に設定するものとする。
- (4) 入札執行者は、入札時に工事費内訳書の提出を受けた工事については、当該内訳書を、そうでないものについては、調査時に提出された内訳書を用いて、数値的判断基準のうち、判断できる項目について審査する。
- (5) 入札執行者は、前各号の審査項目をすべて満足した者のうち、入札価格の低い者(総合評価競争入札方式によるものについては、評価値(技術提案資料に記載された施工方法及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ求められた評価点の合計に100点を加え、入札書に記載された金額で除して得た値をいう。)の高い者)から順に事情聴取を行い、すべての審査項目について審査する。
- (6) 落札又は調査対象となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札者又は調査対象者の決定をくじ引きにより行うものとする。
- (7) 入札執行者は、前号の審査により落札となる候補者(以下「落札候補者」という。)が決定した時点で、他の調査対象者の調査は行わず、調査を一旦終了する。

(8) 入札執行者は、調査対象者が次の場合に該当するときは、入札を無効とするものとする。

ア 提出期限までに資料等の提出を行わない場合

イ 第5号の事情聴取に応じない場合

ウ 提出資料に必要事項が記載されていない場合

9 報告

(1) 入札執行者は、第5項の規定により落札決定を保留した場合は、低入札価格調査の実施について(報告)(別記様式第1号)を、指名審査会会長に報告する。

10 判断基準

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの判断の基準は、次のとおりとする。

(1) 基本的判断基準

ア 調査に協力的であること。

イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。

ウ 工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

エ その他提出された資料等に明らかな不備がないこと。

(2) 数値的判断基準

ア 工事費内訳書の審査基準

(ア) 数量は仕様書に計上した設計数量(参考数量)を満足していること。

(イ) 材料・製品は設計仕様に適合した品質・規格であること。

(ウ) 建設廃棄物は適正な処理費用が計上されていること。

(エ) 直接経費(直接工事費+機器単体費+共通仮設費)は設計金額の80%以上であること。機械設備工事及び電気設備工事以外の工事は、機器単体費を削除する。

(オ) 各工種金額(中項目(レベル2))は設計金額の50%以上であること。

(カ) 共通仮設費積上分は設計金額の50%以上であること。

(キ) 共通仮設費率計上分(準備費・安全費等)は設計金額の50%以上であること。

(ク) 管理費(現場管理費+一般管理費)は設計金額の45%以上であること。

(ケ) 工事価格と入札金額は同一であること。また中項目(レベル2)以上で、値引き等による調整、違算がないこと。

(コ) 営繕系工事の場合は、(オ)及び(ケ)における「中項目」を「科目」と読み替える。

イ 判断基準額

判断基準額は、調査基準価格×0.98(千円未満の端数は切捨て)とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないものとみなし、不落札とする。また、当該入札は、調査の対象としない。

11 落札・不落札の判断

(1) 入札執行者は、前項を総合的に勘案して、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か」を判断し、落札・不落札を決定する。ただし、土木系機械設備工事と土木系電気設備工事のもの、営繕系機械設備工事と営繕系電気設備工事において直接工事費に占める機器単体費の割合が30%以上のもの、及び特殊な機械設備工事と特殊な電気設備工事については、前項第2号アの(オ)から(キ)まで、及び第2号イは適用しない。

土木系工事、営繕系工事を問わず、解体工事については、前項第2号アの(オ)から(キ)まで、及び第2号イは適用しない。

(2) 入札執行者は、前号の結果を低入札価格調査の結果について(協議)(別記様式第2号)を指名審査会に提出し、協議する。

(3) 指名審査会は、協議の結果により落札・不落札を決定する。ただし、協議の結果によっては、低入札価格審査意見書(別記様式第20号)を入札執行者に提出し、再度調査を指示することができる。

12 調査結果の通知

入札執行者は、落札を決定した場合は、落札候補者に対して低入札価格調査に係る決定通知書(別記様式第21号)を通知するとともに、落札候補者以外の入札者に対して適宜の方法により通知する。

また、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、低入札価格調査に係る不落札決定通知書(別記様式第22号)により、通知するものとする。

13 調査結果の公表

入札執行機関において、低入札価格調査の実施概要(別記様式第3号)を前項により通知した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで本庁舎情報公開コーナーにおいて閲覧に供する。

14 調査対象者と契約する場合の措置

入札執行者は、調査対象者を落札者として請負契約を締結するときは、次の各号の措置を講じる。

- (1) 技術者の専任が義務付けられていない請負金額4,000万円(建築一式工事は、8,000万円)未満の工事の場合、主任技術者を専任で配置することを義務付ける。
- (2) 配置技術者は、他の工事の監理技術者、特例監理技術者、主任技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。
- (3) 配置技術者は、当該工事の現場代理人を兼ねることはできない。
- (4) 現場代理人は、他の工事の監理技術者、特例監理技術者、主任技術者及び現場代理人を兼ねることはできない。
- (5) 低入札価格調査において第7項第1号コの下請予定業者として提示した者と異なる相手方との下請契約の締結をしてはならない。(あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く。)
- (6) 工事請負契約書第4条第3項の規定による契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の額の10分の3以上とすることができる。
- (7) 工事請負契約書第34条の規定による前払金の額の支払率は、請負代金の額の10分の2(10万円未満の端数切捨て)を超えない範囲とすることができる。

15 不適切な事案に対する措置等

調査対象者と契約締結後、次の事態が認められた場合においては、工事請負契約に基づく是正措置の請求や指名停止等の措置を講じることがある。

- (1) 調査資料等を提出しなかった場合(資料の追加、修正等を含む。)
- (2) 調査資料に虚偽の記入等が認められた場合
- (3) その他、不誠実、不適切又は非協力的な言動等が認められた場合

16 契約後の取扱い

本調査を実施した工事において、履行可能と判断し契約した工事のうち、入札額が、「直接工事費の9.5/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の9/10+

一般管理費等の 3/10」 （各費目毎に小数点以下を切捨て）により算定した額を下回る場合については、施工体制等の点検を強化するものとする。

17 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。